蔡 元 定 律 呂 證 辨 詳 解 (二)

児

玉

憲

明

律呂新書二

律呂證辨

五 和声

也。 前漢志曰、黄鐘爲宮、則太簇、姑洗、 非黄鐘而他律、 雖當其月自宮者、 則其和應之律有空積忽微、 林鐘、 南呂皆以正聲應、 無有忽微、不復與他律爲役者、同心一統之義 不得其正。 此黄鐘至尊、亡與並也。

注

a 『漢書』(律暦志上)による。

b 「他律」、現行『漢書』諸本は「它律」に作る。下同じ。 (『漢書』は中華書局の標点本〈一九七五年〉を用いた。)

きない数値であるため、これを用いることはないのである。

としたのは、〈十七万七千一百四十七〉という数値が分割できず、また三分損益上下相生の算法によって算出で 従属することはない。その 按ずるに、 黄鐘は十二律の筆頭であり、 〈半声〉は当然〔九寸の半分の〕四寸五分である。 他の律で黄鐘より大きなものはない。 しかし先に 故にその 「〔黄鐘半律〕無し (正声) は他 の律に

他者は及ばない 宮の要点である。 数理にもとづくのである。 ではない。このように〔正律黄鐘は〕 おける 大呂調における〈変宮〉、 〈角〉、 無射調における (杜佑の説は後段にある)。 古人がすでに詳細に論じているが、ただ杜佑の『通典』の 他の律がこれを従属させようとしてもできない。この(「漢志」の)一節は律呂の旋 夾鐘調における 〈商〉については、〔黄鐘の〕〈変律半声〉を用いることになり、 最も高貴で、 刻 仲呂調における 君主の象徴なのである。 微》、 蕤賓調における 「再生黄鐘」の理論が明快であり 人間が関与できることではなく、 〈変徴〉、 (正律 夷則 <u>ි</u> 黄鐘 調に

注

九寸 「不用」(用いない)とされている。 「律呂本原」第四章「十二律之實」に十二律の〈全律〉と〈半律〉 (全律は九寸 半律はない)とされている。林鐘、 黄鐘だけが別格である 南呂、 のそれぞれの長さが列記されており、 応鐘の 〈半律〉 については、「無」ではなく 黄鐘は「全

2 「黄鐘の実数」である。「律呂本原」第二章「黄鐘之實」を参照

3 『徴→羽→変宮〉となるための処理である。「律呂本原」第八章「八十四聲圖 「半声」を用いるのは、「七声」の音階において常に 宮 が最低音となり、 他の六声が音高の順に を参照 〈商→角→変徴

4 「変律黄鐘」(中呂から作られる黄鐘)であって「正律黄鐘ではない」の意

5 には「黄鐘 構成音となることはない」の意である。 「従属」とは音階の構成音となること。「律呂本原」 宮 のみが記載され、 以下が空白となっている。 一第八章「八十四聲圖」 「黄鐘は黄鐘調における宮声としてのみ機能 の表では、 黄鐘律を示す「十 月 他 0) 0) 調 欄

漢後志京房六十律

應鐘生 内負生分動 未育生離宮 遲内生盛變 仲呂生執始 黄鐘 南中生丙盛 一蕤賓 子 午 子 午 子 午 子 黄鐘生林鐘 分動生歸嘉 離宮生凌陰 丙盛生安度 盛變生分否 執始生去滅 蕤賓生大呂 丑: 未 丑: 未 丑: 未 未 歸嘉生隨 凌陰生去南 安度生屈 分否生解 去滅生時 大呂生夷 林鐘生太簇 時。 齊 息 剣 形 寅 申 寅 寅 申 寅 申 隨時生 去南生 時息生 屈 太簇生南呂 解 夷 齊生 形生 八則生 結
躬 未卯 族嘉 一歸期 開 夾鐘 時 酉 酉 西 卯 西 卯 卯 歸期生 結躬生 夾鐘: 族嘉生 開 未卯生 南呂生 時 生 生 |變虞 姑洗 鄰 形 路 閉 無 始 齊 時 射 掩 戊 辰 戊 辰 辰 辰 戊 形始生 閉掩: 無射 鄰齊生内 路時生未 姑洗生應鐘 變虞生遲 生 生 遲 南 神 負 育 中 内 莒 時 亥 巳 亥 E 亥 E 亥

遲時生 質未 一制時 子 午 質未生否與 制 時生少出 未 丑: 少出 否與生形 生分積 晉 寅 申 形晉生 分積生 爭南 惟汗 卯 西 惟汗生 爭南生 依 期 行 保 辰 戊 依行生包育 期保生物應 子h E

包育生謙待 物應生 未 謙待生未知 寅 未知生白呂 酉 白呂生南授 辰 南授生 一分鳥 亥 分烏生南事 午

[校注]

呼ばれる数値、 『後漢書』(律暦志上)にもとづく。 律管の長さ、その律を ただし 〈宮〉とした時の 『後漢書』は六十律を音高の順に配列し、 畲 と 徴》 の律名、 各律に配当された日数などを記載す また各律について「実数」

に配当されている。すなわち〈黄鐘・子〉〈林鐘・丑〉〈太簇・寅〉 る。 で問題にされる)。なお「律呂本原」第三章「黄鐘生十一律」では、十二律が音高順ではなく生成の順に〈十二辰) することは通説である(たとえば『淮南子』〈天文訓〉)。ここではそれを敷衍して十三番目の に配当することは 〈南事〉までの四十八律も音高順に適宜〈十二辰〉に配置したのである(ただしその配当の細部について「按語 蔡元定による引用では、 『後漢書 六十律の生成の順序と、各律が属する〈十二辰〉 には明記されていないが、 〈黄鐘〉から〈応鐘〉 〈南呂・卯〉……〈仲呂・亥〉である。 を音高の順に だけが示されている。律を〈十二辰〉 〈子〉から〈亥〉に配当 〈執始〉から六十番目 本章の配

d e 隨時」、 質未」、 現行 『後漢書 『後漢書』は は 「質末」 「隨期」 に作る。 に作る。 下同じ。 下同じ。 (『後漢書』 は中華書局の標点本〈一九七三年〉 を用いた。)

「原理はそれと異なる

f g 包育」、現行 『後漢書』は 『後漢書』 は 「色育」に作る。 夷汗 に作る。 下同じ。 下同じ。

h

に作る。以上によって「子」に改めた。 「子」、底本は「亥」に作る。 黄鐘の場所に置く」(依行在辰上生包育、 (黄鐘)〉に属することになる。 本章の「按語 汪紱 (汪烜) 編於黄鐘之次)とするので、蔡元定が参照した京房説では は京房の説を評して「依行は 『樂經律呂通解』(巻三) が引く『律呂新書』も「依行生包育 子」 〈辰〉に位置し、 包育を上生し、 〈包育〉は

強となり、 して初期値に復帰しないことがわかっていない。〔十一番目の〕仲呂から黄鐘をふたたび生成すると、八寸七分 按ずるに、 という別の名称を与え、次々に四十八律を求めた。三分損益の計算の過程で現れる端数については、 〔九寸の〕黄鐘正声にはならないのである。 世 間 の楽律を論じる者は、 十二律は循環して生成すると思い込んでおり、 京房はこれに気づいたので、 仲呂が生み出 三分損益 の数 す律に 値がけ

捨てたり切り上げたりした。

と言えよう。

除いて「六十卦」とするものである。 わ うと考えたのである。 歩である。思うに、京房の学問は焦延壽に由来する。 る。 応鐘はそれぞれが四律を統括し、大呂、 隔てて生成する」ことになる。さらには、 りしているのだから、 依拠している。 る〕使い道はない。 それ以上を加えることができないことをわかっていない。 律を次々に算出したことについては、〈変律〉の数が〈六〉にとどまることが自然の原理によるものであ かっていない。 〈三〉から〈五〉まで不揃いで大小が一致せず、 ·呂が黄鐘を上生しても黄鐘にはならないことについては、 〈辰〉にあり ところが まして音律理論は精妙なものであり、数値の計算と法則の確立は、 数理の根本として、音律を増加することはできず「卦」を減らすこともできないことが 誤差の累積のために 〔京房は〕 〈包育〉を上生するが、〔包育を〕黄鐘のグループに配置している。これでは「九を 端数が現れて損益の計算が続かないため、 それゆえ音律の算出においても、どうしても「卦気」の数に一致させよ 夾鐘、 黄鐘、 〔精確な〕音律を求めることは不可能である。さらに 仲呂、 林鐘、 〔仲呂が〕黄鐘を生成するという 焦氏の「卦気」の学説は〔「易」の六十四卦から〕 夷則、 太簇、 むりに 無射はそれぞれが三律を統括することになって 南呂、 京房の見解は正しい。〔〈執始〉 [律の数を] 姑洗はそれぞれが五律を統括し、 増やしても 数値を切り捨てたり切り上げた 〔誤った〕 きわめて微細な数値に 〔音楽の実践にお 以下の〕 説と五十歩百 〈依行〉 四 四十八 [卦を

数値を増加することによって仲呂から黄鐘 て三分損益の数値に一 四十七となるように操作した。これではただ〔起点の〕 何承天と劉焯は京房の欠点を批判したが、 致しない。この過ちは京房よりもひどい。「秋の細毛を観察しても自分の睫毛は見えな (変律黄鐘) 部分的には正しい。 黄鐘一律だけが音律に合っており、 を生成した数値が しかし何承天も劉焯も、 [起点の黄鐘の 数値) 林鐘以下 他 の十一 。 十 七 律はすべ 律 0)

- 6 9×(2⁵×4⁷)/3¹²≈ 8.879となり、 で記述されてい (8+7/9+8/9゚+1/9゚+6/9゚+2/9゚) を得た。「律呂本原」第七章「變律」にはこの数値が記されている。 〈九寸〉 を起点に三分損益を十二回 、るが、 蔡元定は「九進法」を用いて計算し、 京房はこれを「八寸八分小分七大強」とする(『後漢書』 (損一を五回、 益一を七回)して得た数値。ここでは「八寸七分有奇」と概数 端数なしで「八寸七分八釐 〈律暦志上〉)。 一毫六糸二忽 十進法では
- 京房(前七七―前三七)は前漢の易学者。『漢書』巻七十五(京房傳)に「易を修得し、梁の焦延壽に師事した 事梁人焦延壽)」とある。
- 8 . ることを指す。これに対して蔡元定は「秒」すなわち「一寸」の約四百八十万分の一(1/97)の桁まで端数なく算 [している(「律呂本原」第五章 京房の示す律長が、「小分」(釐)の位までで、それ以下は「強」「弱」「大強」「微弱」などの概数表記が使われて 「律呂本原」第五章「變律」にその原理が示されている。 変律 が設けられる。この六変律は京房の 「變律」を参照)。 〈執始〉 黄鐘、 〈去滅〉 林鐘、 〈時息〉 太簇、 〈結躬〉 南呂、 〈變虞〉 姑洗、 応鐘の六律につい 〈遲内〉 に等し 、てそ

10

がある。また〈林鐘 することと同様の操作がここでなされているのである。ちなみに五十四番目に生まれる〈包育〉の長さは、9×2º×4º//3º による に配置した。これにより中間に七辰(巳、午、未、申、酉、戌、亥)があり、「隔八」の原則が破れている。これは 則とする。たとえば 三分損益法では音律の生成は「隔八」、つまり十二辰の配列にもとづいていうなら「八辰離れた辰に至る」を大原 .98 であり、 それを回避したのである。 (酉)〉から〈依行 (図1を参照)。〈包育〉を「下生」にすると、その数値が〈半律黄鐘〉(四寸五分)よりも小さいものになる が「八を隔つ」の意である。 限りなく起点の黄鐘 (未)〉から〈太簇 〈黄鐘 (子)〉から〈林鐘 の生成と、続く〈依行(辰)から〈包育(子)〉の生成で「上生」を連続させたこと 基本の十二律の算出において「応鐘上生蕤賓、 (九寸) に近い値となる。すなわち「六十律」ではなく「五十三律」で、三分損 (寅)〉が作られるが、その中間にはやはり六辰 京房は (未)〉が作られるが、その中間には六辰 〈依行 (辰)〉 から生み出される 蕤賓上生大呂」と、「上生」 〈包育〉を「亥」ではなく 丑 (申、酉、 寅、 卯 辰、 Ę

の枠に収まらない

律

(包育)

が

する必要はない。

である。したがって〈包育〉おである。したがって〈包育〉おれびそれ以下の六律(謙待、未は、音楽演奏上必須だとは言えは、音楽演奏上必須だとは言えない。「六十」は蔡元定が言うよない。「六十」は蔡元定が言う。

11

れによって〈黄鐘―黄鐘半声 の実現のためには と考えたのであろう。 然と配置された体系が望まし は十二律の全てが五律ずつに整 たためである。おそらく蔡元定 の六律 10参照) ことにより、 「下生」とする必要がある。 〈十二辰〉の位置にずれを生じ 〈包育〉を「上生」とした 分烏、 (謙待、 南事)のすべての 未知、 〈包育〉を 白呂、 それ以下 しかしそ

荻 3 運 費 遺育 執始 未育 遲內 應分 Š AL SON 上 *\\\\ KH 脚 羅羅 距顺 凲 結形 屈質 ШШ 隨時 围田 思 文 麗 題 分積 宝南 職形 英型 族蠹 毌 4 * 田山湖湖 田田 * $\rightarrow \gg$ 内員 **智變** A # 図 1 京房の六十律

できるという副作用が生じるが、 そもそも蔡元定の音律体系は「十八律」であるため、 第五十四律 0 〈包育〉 を考慮

12 兀 は 日に当てる方法では、一爻が一日をつかさどる。 (其説長於災變、 震離兌坎、爲方伯監司之官)」とする 〈離〉〈兌〉〈坎〉で、これは方伯監司の官である(分卦直日之法、 (京房傳) 分六十四卦、 に「〔焦延壽の〕学説は災異に長じており、 更直日用事)」とある。 六十四卦が三百六十日(六十卦・三百六十爻)である。 孟康 六十四卦を分割して〔一爻を〕一日に当て吉凶を占 (顔師古の注に引く) 一爻主一日。六十四卦爲三百六十日。 はこれを解して「卦を分割して 余剰の四 ...

13 環が達成される。 の数値を増加する」という操作の概略は以下のとおり。〈仲呂〉を「三分益一」して得られる「八寸八分八釐弱 に言及がある楽律理論は 經籍志)ほか、「元嘉暦」の制定でも名高い(『宋書』律暦志中、 加算するのである。 何承天(三七〇―四四七)は劉宋の武帝と文帝に仕えた。『禮論』 から作られる第十三律 鐘〉 より「一分二釐」少ないことに着目し、これを十二分割した「一釐」を 詳細は「宋書律志訳注稿 すなわち〈林鐘〉には「一釐」を、〈太簇〉には「二釐」を、〈南呂〉には「三釐」を加える。 『宋書』巻十一(律暦志上)に「新律度」「新律分」として記録されている。 (八寸八分八釐)には「一分二釐」が加えられて、ちょうど「九寸」となり、 (一)」(『人文科学研究』第七十四輯〈一九八九年〉) にある。 律曆志下)。 **『孝經注』** 本伝は 『春秋前傳』 〈林鐘〉以下の十一律につぎつぎに 『宋書』巻六十四にある。 などの著述がある その「十一律 (隋

14 わち〈大呂〉 数〈七〉、被除数 鐘管六十三爲實、 分母を七としてこれを除せば、黄鐘九寸、 分八釐七分之四)」 劉焯(五四四一六一〇)は隋の人。 『隋書』 巻四十 〈30/7=4+2/10+8/100+4/700〉となる。『隋書』に「黄鐘管を被除数六十三とし、 〈60/7≈ 8.57〉、太簇は 以次毎律減三分、 〈六十三〉、すなわち〈63/7=9.0〉とする。以下、音高の順に被除数から〈三〉を減じ続ける。 (儒林)にある。 とあるのがこの計算方法である。 以七爲寸法、 楽律の説は 儒学で名を知られ、『九章算術』『周髀』『七曜暦書』などにも精通した。 〈57/7≈ 8.14〉となる。 太簇八寸一分四釐、 約之、 『隋書』巻十六(律暦志上)に見える。 得黄鐘九寸、 林鐘六寸、 以下も同様に操作すると 太簇長八寸一分四釐、 応鐘四寸二分八釐と七分の四となる 〈黄鐘〉 〈林鐘〉 林鐘長六寸、 律ごとに三分を減じる。 の数(九寸)を、 は $\langle 42/7 = 6.0 \rangle$ 應鐘 本伝

15

(越王句踐世家)に「細い毛は見えても自分のまつげは見えない(見毫毛而不見其睫也)」とある。

非惟 然後成韻。 則十二律内全無所取。 宮清。 林鐘爲徵 佑 未練五調調器之法、 通典日、 雖有其韻、 則 而崇乃以仲呂爲宮、 相順。 陳仲儒云、 不成音曲。 何者、 若均之八音、 至於五聲次第自是不足。 調聲之體、 仲呂爲十二律之窮、 若以無射爲宮、 猶用林鐘爲商、 猶須錯採衆聲、 宮商宜濁、 則十二律中惟得取仲呂爲徵、 黄鐘爲徵、 變律之首也。 何者、 徴羽宜清。 配成其美。 黄鐘爲聲氣之元、其管最長、 何由可 若依公孫崇止以十二律、 依京房書 若以應鐘爲宮、 仲呂爲宮、 其商角羽並無其韻。 大呂爲商、 故以黄鐘爲宮、 乃以去滅爲商、 而云還相爲宮、 蕤賓爲徴 若以仲呂爲宮、 太簇爲商 執始爲徴 則徴濁而

||核注

- i て楽器を調律することを請願した。その時の言説である。 b陳仲儒の発言を「神亀二年夏」に繋ける。(『通典』は中華書局の標点本〈一九八八年〉を用いた。) 杜佑 通 典 卷百四十三(樂三)「歴代製造」 の項による。 類似の記事は 北魏の神亀元年 『魏書』巻一百九 (五一八年)に、 (樂志)にも見える。 陳仲儒が京房説によっ
- j 則 相 順 現行 『通典』は「則一任相順」に作る。 『魏書』 は 「宮徴相順」に作る。
- あろう。 使えるのはただ仲呂の徴の部分だけである 宮―仲呂・徴〉となり、 れも「若以夷則十二律中」の八字に作る。 「若以無射爲宮、則十二律中」、中華書局本の「校勘記」によると『通典』 楽理上、 通じない。「もし無射を宮とすれば 『魏書』は「若以夷則爲宮、 (惟得取仲呂爲徴)」とする『律呂新書』 (若以無射爲宮)、十二律の中で 則十二律中」十一字に作る。 諸本には誤脱があり、この十一字をいず の引用が本来の いずれも (則十二律中)、 『通典』
- 一「成韻」、現行『通典』『魏書』は「方韻」に作る。

たりして数値を求めて多くの律を作ったが、なんの役にも立たない。 解していたが、〈変律〉 は六律で解決してそれ以上は生まれないことは理解していなかった。 か,18 がら仲儒が依拠するのは京房の六十律である。〈依行〉を宮とし〈包育〉を徴とした場合に音曲となるのかどう なると、 徴とするなら、 按ずるに、 また協和が保たれているのか、については理解していない。 十二律の中に 仲儒が公孫崇を非難したのは当たっている。 商と徴はいずれも宮より低い音になる。韻はあるが音曲にならない」とし、また「仲呂が宮と 〔音階として〕使える律がまったくない」とする主張はまったく正当である。 仲儒 の論に「応鐘を宮とし、大呂を商とし、 仲儒は、 仲呂が黄鐘に復帰しえないことは理 増やしたり減らし しかしな

注

- 16 書』の「樂志」「律曆志」、また『隋書』の「音樂志」「律曆志」などにその論説が見える。 公孫崇は北魏の人。 『鍾磬志議』 二巻 高祖 (『隋書』「經籍志」は「鍾磬志二巻」に作る) (孝文帝) から世宗 (宣武帝) のころ、 音律や度量衡の制度に関与し太楽令となった。 があった。 『魏書』 (律暦志) による
- 17 大呂 ることの指摘である。 以上は 批判である。 『通典』に載せる陳仲儒説の要約で、律の数を十二に限定した公孫崇の方法に対する反論である。 と蕤賓 (徴 後段は、たとえば仲呂を が三分損益によって生成した律であるものの、 〈宮〉とする場合に五声音階が三分損益の音程比に合っていないこと 宮→商→角→徴→羽の音高 の順序が 被 前 殿は、 れてい
- 18 京 一房が 〈依行〉 から 〈包育〉を「上生」としたこと、すなわち「宮」より「徴」 が低い音になること。

呂上生姑洗、 通 典 Ĥm 十二律 姑洗下生應鐘 相生之法、 自黄鐘始 應鐘上生蕤賓、 (黄鐘 之管九寸)、三分損益 蕤賓上生大呂、 大呂下生夷則、 下生林鐘 夷則上生夾鐘 林鐘 上生太簇、 夾鐘下生無射 太簇下生 南 無

上生黄鐘。 正聲九寸、子聲則四寸半。又上下相生之法者、以仲呂之管長六寸一萬九千六百八十三分寸之萬二千九百七十四 管寸數、以三分益一、上生黄鐘、以所得管之寸數、然後半之、以爲子聲之鐘。其爲變正聲之法者、以黄鐘之管 呂之法。又制十二鐘、以准十二律之正聲。又鳬氏爲鐘、以律計自倍半。以子聲比正聲、 射上生仲呂(仲呂之管、長六寸一萬九千六百八十三分寸之萬二千九百七十四)。此謂十二律長短相生、 分寸之二萬五千九百四十八、以爲黄鐘。 則子聲爲半。但先儒釋用倍聲、有二義。一義云、半十二律正律、爲十二子聲之鐘。二義云、 三分益一、得八寸五萬九千□□四十九分寸之五萬一千八百九十六。半之得四寸五萬九千□□四十九 又上下相生、以至仲呂、皆以相生所得之律寸數半之、 則正聲爲倍。 以爲子聲之律。 從於仲呂之 以正聲比

校注

m

- 『通典』巻百四十三(樂三)「五聲十二律相生法」の項による。
- n く原注であるから『律呂新書』の引用が正しい。 **一仲呂之管」、** 中華書局本の 「校勘記」によると、 『通典』 諸本は 「無射之管」に作る。 正文「無射上生仲呂」 に続
- 「以准十二律之正聲」、現行『通典』は「准爲十二律之正聲也」に作る。
- p 「又鳬氏爲鐘」、現行『通典』は「鳬氏爲鐘」に作る。
- q 引用が『通典』の原文であろう。 「半十二律正律、爲十二子聲之鐘」、 『通典』は「半以十二正律、 爲十子聲之鐘」に作る。 通じない。
- r 「仲呂之管」、 一、 現行 『通典』は「中宮之管」に作る。 通じない。『律呂新書』 の引用が 『通典』 の原文であろう。
- t 「變正聲」、現行『通典』は「半正聲」に作る。 s 「然後半之」、現行『通典』は「然半之」に作る。

則にかなっている。

書』「律暦志」の説く、黄鐘が他の律に従属しない原理と、『史記』「律書」の五声の数値とその生成の順序』 ある。〈正律〉と〈変律〉のそれぞれに〈半律〉があり、計四十八声が上生と下生により生成する。これは 六」で、これがまた十一律を生み、これにも十二の〈子声〉がある。これはいわゆる と〈正律半律〉である。また仲呂が黄鐘を上生し、その黄鐘は「八寸五萬九千四十九分寸之五萬一千八百九十 按ずるに、ここでは黄鐘九寸が十一律を生み、十二の〈子声〉があることが説かれている。いわゆる 〈変律〉と〈変半律〉 (正律) の規 『漢 で

ウッ **ジ**ファ る。29 十六声である。この中で、 ただし〈変律〉は応鐘までであり、3 応鐘は 〈変律半声〉 陽律の は用いないので、 〈変声〉 かりに作ったとしても用途はないので、 は用いず、黄鐘は 実際は二十八声にとどまるのである。 〈正律半声〉は用いず、陰呂の 実際は 詳細は上巻の第八章に [四十八声ではなく] 三 〈正律半声〉

注

- 19 「正半律」はオクターヴ高い正律を意味し、 「律呂本原」第八章「八十四聲圖」では「(正律) 半聲」と表記されて
- 20 「変半律」は 「オクターヴ高い変律を意味し、「八十四聲圖」では「(變律) 半聲」 と表記されていた
- 21 とある。 「律呂本原」第八章「八十四聲圖」の「按語」に「黄鐘はけっして黄鐘以外の律に従属しない(黄鐘不復爲他律役)
- 23 「律呂本原」第五章「變律」で、〈変律〉が黄鐘、林鐘、太簇、南呂、22 『史記』(律書)の「五声」の数値は次章(五聲小大之次)にある。

姑洗、

応鐘の六律にとどまることが論じられ

爲商、

故商數七十二也)。 故徵數五十四也)。

商生羽 徴生商

則分各二十四、下生者去其一、去二十四、 則分各十八、上生者益一、加十八於五十四、

(三分徴數五十四、 (三分商數七十二、

24 応鐘)に「全律 (正律) (正声)」「半律(半声)」の計十二声があるので、合計三十六声である。 に「全律 (正声)」「半律 (半声)」の計二十四声があり、 〈変律〉 (黄鐘、 林鐘、 太簇、 南

25 律と「陰陽」の対応に関する解説は「律呂本原」第三章「黄鐘生十一律」の「按語」にある。 ここの「変声」は「変律正声」の意。すなわち 〈黄鐘変律〉〈太簇変律〉 〈姑洗変律〉 の正声、 計三声 である。

26 黄鐘の「半声」を使用しないことは、 本章の「按語」 の冒頭に言及がある。

27 〈林鐘正律〉〈南呂正律〉〈応鐘正律〉の半声、計三声

29

「律呂本原」第八章「八十四聲圖」は、正声・半声の別、

28 律呂本原_ 第五章 「變律」に〈変律応鐘半声〉は「不用」とある。

ている。また、第四章「十二律之實」、第五章 「變律」には、 使用しない律 (声) に「不用」の注記がある。

また正律・変律の別を朱墨二色で示して閲覧の便を図

六 五声小大之次

國語日, 大不踰宮、 細不過羽。 夫宮、 音之主也。 第以及羽。

律書日、 律數、 九九八十一以爲宮、三分去一、五十四以爲徵。三分益一、七十二以爲商。三分去一、四十八

以爲羽。三分益一、六十四以爲角

其中氣、 通典日、 下生者皆三分去一。宮生徴(三分宮數八十一、則分各二十七、下生者去一、去二十七、 明其陽數之極)。 古之神瞽、攷律均聲、必先立黄鐘之均(五聲十二律、起於黄鐘之氣數)。黄鐘之管、 故用九自乘爲管絲之數 (九九八十一數)。其增減之法、又以三爲度、 餘有五十四、 以上生者皆三分 以九寸爲法 度 以

127

得四十八、

以爲

得七十二、

爲角、故角數六十四也)。此五聲小大之次也。是黄鐘爲均、 羽 故羽數四十八也)、羽生角(三分羽數四十八、則分各十六、上生者益一、加十六於四十八、 用五聲之法。以下十一辰、辰各有五聲、 則得六十四、 其爲宮商之 以

法亦如之、 辰各有五聲、 合爲六十聲。是十二律之正聲也。

[校注]

a ||國語 (周語下)に見える楽官の州鳩の言葉。 古制に反する大鐘を鋳造しようとする景王を諫める語。 宮

に最低音であることの根拠として引かれている。

b 『史記』(律書)による。十二律と同様に「五声」も三分損益法の厳格な運用によって求めるべきこと、 また 宮

が常に最低音であるべきことの根拠として引かれている。

c 、数比は変わらないことの根拠として引かれている。 『通典』巻百四十三(樂三) 「五聲十二律相生法. の項による。 十二律のいずれが 〈宮〉となった場合でも、「五声」

d 「攷律」、現行 管絲」、現行 『通典』は「考律」に作る。 『通典』は 「管絃」に作る。

е

f 「又以三」、現行 通典』 は「又」なし。

g 「則分各」、現行 『通典』 は 「則」なし。

h 「去其一」、現行 「八也」、現行 『通典』 『通典』 は は「其」なし。 「也」なし。

j 「則得」、現行 『通典』 は 「則」なし。

k 四也、 『通典』 は 「也」なし。

1 m 「小大」、現行 辰各有」、現行『通典』 『通典』 は「大小」に作る。 は「故辰各有」に作る。

ずにすむだろうか。

晉の荀勗

の

笛

と梁武帝の

ę, 良

この原理を理解せずに製作したものである。

だが

〈夷則〉

以降の律については、

その

飳 通。

事

物

の尊卑に、

秩序があって互いに侵犯せ

益にあり、

音楽の秩序は上下相生にある。

李照と蜀公の方法は、

三分損益にかなう律につ

V

ては協

和

が保 は三分損

たれ

音楽の協和

照と蜀公が十二律だけを用いたのは、これまたこの原理がまったくわかっていない。

たたび もはや最初の りである。 如し」とするのはこれである。 ら林鐘までの八律に〕 もとづくのである。 〈正律〉 戸の数が 〈清声〉 沈括がこの原理を理解せずに、 按ずるに、 の尊卑の序列が失われることがなく互いに侵犯しないのは、 〈黄鐘〉 の二分の一になっていない。また の管の断面を小さくした。その結果、〈黄鐘〉 〈四十八〉、 俗楽が 宮声の 〈黄鐘〉 を生み、 〈清声〉 数が 『通典』 というのは黄鐘律を宮とした均 や 続けたため、 その 〈太簇〉 〈八十一〉、商声の数が を用いるのは、 が 〈黄鐘〉 「以下の十一辰、 十二律それぞれの宮声の管は長さが異なっているが、 0) (五十四) 十二律・ 〈清声〉ではないのである。 がさらに この 〈夷則〉 を黄鐘均の 五声のすべてが正確ではなくなり、 原理を大まかには理解しているのである。 辰に各おの 〈林鐘〉 〈七十二〉、 から (調) 〈太簇〉 から〈太簇〉 微」、 〈応鐘〉 五聲あり、 の数値であるが、 角声の数が 夾鐘均の の二声は正しいが、 の四律はその断面を順次に減殺して〔黄鐘 胡安定はその仕組みに気づいたので、 まさしくこの原理によるからであ を生むのは、 其の宮と爲し商と爲すの法も亦たか 〈六十四〉、 〈角〉、仲呂均の 他の十一律においてもこの 音楽の体をなさない すべて〈変律〉 徴声 〈大呂〉 それでも の数が しかし 〈商〉 〈夾鐘〉の二声 · (臣 としたの 五十 〈仲呂〉 であって 一民 点 四 原 一つの は誤 くの 須則に ゙は 羽 か 事

- 1 夾鐘調では 十四聲圖」を参照 元定の調律理論では、 沈括 (一〇三一一一〇九五) 〈角〉、中呂調では 夾鐘調の の『夢溪筆談』 〈商〉 〈角〉や仲呂調の である(如五十四、 巻八(象數二)による。「たとえば 〈商〉 は 在黄鐘則爲徵、 〈変律〉を用いなければならない。「律呂本原」第八章「八 在夾鐘則爲角、 (五十四) 在中呂則爲商)」とある。 蔡 は、 黄鐘調では
- 2 「律呂證辨」第二章「律長短圍徑之數」に「本朝胡安定の律呂議に曰く」として引かれ、「按語」で詳しく論じられ
- 3 (正声) 『皇祐新樂圖記』 の「空徑」(直径) (巻上) の「皇祐律呂圖」に記録がある。〈黄鐘清〉〈大呂清〉〈太簇清〉 がいずれも「三分四釐六毫」であるのに対し、「清声」(半声) 〈夾鐘清〉 のそれは「二分半」であ の四律について、
- 4 〈夷則〉〈南呂〉 の「空徑」が「三分」、〈無射〉 が「二分八釐」、 〈応鐘〉が「二分六釐半」である。
- 5 と主張した。 れようがない(十二律聲已備、 おり、それ以外の四清声は 五年)の記事に見える。当時の太常が管理する楽器は十六枚組であったが、これについて李照は「十二律で完備して 編鐘と編磬を十二枚にすべきことを述べる李照の言葉は『續資治通鑑長編』(巻百十六)、仁宗の景祐二年 (類似の記事は『宋會要』〈樂一〉、『宋史』樂志一、などに見える。) 〈鄭衛の楽〉である。十二の〈中声〉だけに限定して四清声を除けば哀思邪僻の音は生ま 餘四清聲乃鄭衞之樂。請於編縣止留十二中聲、去四清聲、則哀思邪僻之聲無由而起也)」
- 6 確な五声音階 の六律(蕤賓、 三分損益法で〈夷則〉以降に作られる四律 八十四聲圖 (「律書」が示す数比による音階)には「変律」の導入が必要となる。さらに七声音階では、 大呂、 を参照 夷則、 夾鐘、 無射、 仲呂〉を〈宮〉とする場合に「変律」が必要である。「律呂本原」 (夷則、 夾鐘、無射、仲呂)を指す。この四律を 〈宮〉とする場合、 第八章 賓以降 正
- 7 使用されるが、たとえば 荀勗(?—二八九)の音律論は 「黄鐘笛」は 『宋書』(律暦志上)に見える。その楽律論では、 〈姑洗〉 律度を四倍した長さであり、 したがって〈角 十二律に対応する十二本 (姑洗)) が笛の最低音 一の笛

漢前

|法日、

書曰、

予欲聞六律五聲八音七始、

詠以出

納五

学研究』第六十七輯、 主の象) になる。 て七声の名称を入れ替えたものである。そのため 論じられている。 その音階は、 (応鐘)) この が常に最低音となる蔡元定の説とは明らかに異なる。また「下徴調」は、「正声調」の音列をそのままにし 徴 である。このように、 が隣接するという、特異なものとなっている。 黄鐘笛 (林鐘 高い方から 一九八五年)、「宋書律志訳注稿(二)」(『人文科学研究』第七十七輯、 -変徴 が奏する「正声調」の音階は、 〈徴(太簇) (蕤賓) 荀勗の音律説では 角 —変徴 (姑洗)) 徴 (黄鐘) |-|角 である。 角〉 (太簇)〉と〈変徴 高い方から あるいは 荀勗の音律説については 同じ笛は (応鐘) 〈商 〈羽〉が音階の最低音となっており、 | 商 「下徴調」と称する別の音階にも対応して (黄鐘)) (太簇) (南呂) ―宮 が一 宮 律を隔て、 「荀勗と泰始笛律」(『人文科 (黄鐘) (林鐘) 一九九〇年) -変宮 —変宮 〈変徴 (応 (黄鐘)) (蕤賓) 宮 鐘 ح お 羽

8 は らは調律の詳細は知りがたいが、 たく誤差がなく、 つまり四つの「通」で十二律が揃う。 れは琴に似た構造で、それぞれ三絃を持つ。たとえば「玄英通」には「應鐘絃」「黄鐘絃」「大呂絃」 などを参考に新律度を制定し、これにもとづく四種の機器(「玄英通」「青陽通」「朱明通」「白藏通」) 梁武帝(蕭衍、 「十八律」(十二正律と六変律) 還りて相いあたるを得(因以通聲、 在位は五〇二一五四九) いずれにしても「十二律」のみで音階を形成するものであり、 が必要だとする蔡元定の理論とは異なる 『通典』には「これによって「声を通じ、 の音律論は 轉推月氣、 『通典』 巻百四十三「歴代製造」などに見える。 悉無差違、 而還相得中)」とある。 さらに月の気を観測したところ、 正 確な音階 『通典』 の三本がある。 を製作した。こ 武帝は古 の の記事か まっ

七 変宮·変渉

七音八 春秋 \(左氏傳, 風九 歌以 相 晏子曰、 成 也 先王之濟五味和五聲也、 以平其心、 成其政也。 聲 亦 如 味 氣 |類四 物

淮 "南子曰、 宮生徴、 徴 生 商、 商生羽、 羽生角、 角生應鐘、 不比於正音、 故爲和、 應鐘生蕤賓、 不比於正

故爲繆。

通典注曰、g 按應鐘爲變宮、 蕤賓爲變徵。 自殷以前但 百五音、 自周以來加文武 一聲、 謂之七聲。 五聲爲正、

聲爲變。變者和也

校注

- a - の「変声」を加えて、合計が「七音」となることの根拠として引かれてい 『春秋左氏傳』 (昭公二十年)による。「声」も「味」と同じくその数は <u>T</u>. る であることと、 五つの 「正声」
- b 『漢書』(律暦志上)による。「出納五言」を現行『漢書』は「出内五言」に作る。
- c いことの根拠として引かれている。 『淮南子』(天文訓)による。七声音階において五声 (宮・商・角・徴・羽)と二変 (変徴・ 変宮) は同列に扱えな
- d 南子』の本来の文であろう。 「宮生徴、徴生商」、現行 『淮南子』は (『淮南子』 は『四部叢刊』所収本を用いた。) 「徴生宮、 宮生商」に作る。 楽理に悖り通じない。『律呂新書』 の引用が 淮
- るが 考えられる。 ない。しかしここの引用が『淮南子』の本来の姿だとすると、「五声」と「二変」を厳密に区別した記述であり、 の文であろう。「角が応鐘を生む」という、五声と十二律の相生を連続して記述する『淮南子』の筆法は他 が応鐘を生むが、〔宮・商・角・徴・羽の〕五正声と同列ではない」とする、『律呂新書』の引用が **「角生應鐘、不比於正音」、現行『淮南子』は「角生姑洗、姑洗生應鍾、比於正音」に作る。ここは** 『淮南子』においては音が一律低いことを意味する「変」を冠した「変宮」「変徴₋ (『讀書雜志』 九之三〈淮南内篇第三〉 なお王引之は、現行 いずれにしても五正声(宮・商・角・徴・羽)と二変声 『淮南子』 の「角生姑洗」を「角主姑洗 に引く)、 附会の説である。 (角は姑洗をつかさどる)」に改めるべきだとす (変徴・変宮)を峻別する蔡元定の立場に一致 の用語が確立していないとも 『淮南子』 「〈角 に類例 (姑洗)) の本来 ま

- f 「不比於正音」、現行『淮南子』は「不比正音」に作る。
- g との根拠として引かれている。 『通典』巻百四十三(樂三)「五聲十二律旋相爲宮」の項の 「原注」 による。 〈変徴〉 〈変宮〉 が後代に追加されたこ
- h 「自周」、現行『通典』はこの句の上に「此二者」の三字がある。

「七聲」、

現行

『通典』は「七音」に作る

あるが はり楽曲を形成できない。 かない点を補うことができるだけである。しかしながら五つの音だけがあって〈変宮〉 止し、根幹の音である。二つの〈変声〉はというと、「宮」であるが〈宮調〉を構成することはなく、 に 二律である。 『前漢志』に言う「七始』がそれである。しかしながら〈五声〉は「正声」であるから、音階を開始し曲を終 〈変宮〉 按ずるに、宮と商、 〈徴調〉を構成することはなく、正音(宮・商・角・徴・羽の五声)と同列ではない。〈五声〉の行き届 が、角と徴の間に〈変徴〉がある。これも自然の原理によることであり、『左伝』に言う「七音」、 一律であれば 商と角、徴と羽は、その間隔がすべて一律である。角と徴、羽と宮だけは、その間 〔音が〕近く、 協和する。三律であれば遠く、響きあわない。それゆえ宮と羽 〈変徴〉 がなければ、 「徴」で Þ

[校注]

2 1 とを加えて〈七音〉となる(五聲以外、更加變宮變徴爲七音也)」とあり、定論である。 左氏音義)はこの句に対して「宮商角徴羽變宮變徴也」と釈し、また孔穎達の「正義」に「五声のほかに変宮と変徴 ここは『漢書』が 『左傳』 の「七音」を五声と二変声の和、すなわち一般に言う「七声」と解するのは、 『尚書』 (益稷) を引用した箇所であるが、蔡元定が『尚書』そのものを引かなかった理由は、 たとえば 『經典釋文』

在治忽、

『尚書』には「七始」の語がなく「二変声」 以出納五言、 汝聽」に作る。 の存在の根拠にできないからである。 現行 『尚書』 は 「予欲聞六律五聲

八 六十調

徳之歌、 雲門之舞、 示皆出可得而禮矣。 周禮曰、春官大司樂、凡樂圜鐘爲宮、 南呂爲羽、 九磬之舞、 冬日至、於地上之圜丘奏之、 靈鼓、 於宗廟之中奏之、若樂九變、 凡樂黄鐘爲宮、大呂爲角、太簇爲徵、 靈鼗、孫竹之管、空桑之琴瑟、咸池之舞、 若樂六變、 黄鐘爲角、太簇爲徵、姑洗爲羽、雷鼓、 則人鬼可得而禮矣。 則天神皆降可得而禮矣。 應鐘爲羽、 夏日至、於澤中之方丘奏之、 路鼓、 路鼗、 凡樂函鐘爲宮、大簇爲角、 雷鼗、孤竹之管、雲和之琴瑟、 陰竹之管、 若樂八變、 龍門之琴瑟、 姑洗爲 則地 九

[校注]

a [周禮] (春官・大司樂)による。

五降之後、不容彈矣。」とある。「五降」の後には〈変宮〉〈変徴〉があるが、「弾を容れず」とするのは、変声 徴〉はない。つまり古人は 按ずるに、この祭祀の音楽では 〈変宮〉 〈商声〉 〈変徴〉 は使われず、 では調を構成しなかったのである。『春秋左氏伝』に「中聲以降 〈宮〉〈角〉 微》 家 の四声だけがあり、 〈変宮〉

が調を構成できないからである。

1 論拠として提示されている。 こ の 一 節には 「商」も見えないのであるが、ここではそれは問題にされず、 もっぱら「変声」 が使われないことの

奏を続けない が快な解釈がないが、 『春秋左氏傳』 それゆえ 変徴調 (先王之樂、 を否定する根拠として (五節) (昭公元年)による。 蔡元定は があり、 所以節百事也。 〈宮調〉 遅速が終始調 晉侯の荒淫を戒める医和の言葉。「先王の音楽は万事に節度をあたえる手段で 以下の「五正声」による調と考えているようである。 『左傳』 故有五節。 和する。 が引かれている。 遲速本末以相及。 [五声にもとづく] 中聲之後、 調和ある奏楽が終わると、 不容彈矣)」とある。 「中声」に属さない それ以上は演 五降 には

爲角。 爲羽 爲徴、 爲角。 始於黄鐘管長九寸、 宮 禮 記 **記禮運日、** 下生林鐘爲徵、 無射爲第十一宮、 下生夷則爲徵、 上生蕤賓爲商 上生夾鐘爲角。 南呂爲第四宮 主 生姑洗爲羽、 仲呂爲羽、 五聲六律十二管還相爲宮也。 下生者三分去一、 蕤賓爲第七宮、 上生黄鐘爲角。 上生夾鐘爲商、 下生應鐘爲角。 上生太簇爲商、 上生大呂爲羽 上生姑洗爲徵 上生仲呂爲徵 上生者三分益一、 夾鐘爲第十宮、 下生無射爲羽 下生夷則爲角。 下生南呂爲羽、 上生大呂爲徴 下生應鐘爲商 太簇爲第三宫、 上生黄鐘爲商 鄭氏注曰、 下生無射爲徵、 上生仲呂爲角。 下生夷則爲商 應鐘爲第六宮 下生南呂爲徵、 上生姑洗爲角。 上生蕤賓爲羽 終於仲呂、 下生林鐘爲羽 五聲宮商角徵羽也、 更相爲宮、 上生 林鐘爲第二宮、 夷則爲第九宮、 上生蕤賓爲徵 上生姑洗爲商 上生夾鐘爲羽 上生大呂爲角。 上生太簇爲角。 仲呂爲商 其管陽曰律、 凡六十也。 上生 上生太簇爲徵 下生無射 上生大呂爲商 姑洗爲第 下生應鐘 上生夾鐘爲徴 仲呂爲第十二宮、 孔氏 一黄鐘爲羽 陰日呂、 爲角。 五宮 爲羽 **、**疏曰、 布十二辰 下生 下生 下生 下生 下生 黄鐘爲第 大呂爲第 上生蕤賓 上生 夷則 南呂

數、

黄鐘爲徵、 下生林鐘爲商、 上生太簇爲羽、 下生南呂爲角。 是十二宮各有五聲、 凡六十聲

淮南子曰、 一律而五音、 十二律而爲六十音、因而六之、六六三十六、故三百六十音以當一歳之日。 故律歷之

天之道也。

校注

b 宮〉と〈変徴〉は調の首音にはなれないことの根拠として引かれている。 「禮記」 (禮運) の経文、鄭玄の「注」、孔穎達の「正義」による。「調」を形成するのは 「五声」のみであり、

c 『淮南子』(天文訓)による。「天之道也」を現行『淮南子』は「天地之道也」に作る。

と爲る」は、 したのは、考えが足りない。 按ずるに、 〈声〉は調の基音で曲の終止音であり、 〈黄鐘〉に始まり 〈南呂〉に終わる原理である。後世、〈変宮〉〈変徴〉を加えて「八十四調」と 音階の中心となるものである。「礼運」の 「還りて相ひ宮

注

3

4 主音として機能することになり、それが十二律に配置されるので、計「六十調」と表現される。蔡元定の立場から厳 なり、その最終音が 「五声が十二律のすべてに配置されるので合計が六十である」という鄭玄の注の要約である。 (仲呂) 〉を三分損益して作られる五音音階は、 孔穎達は、三分損益によって十二番目に生成する〈仲呂〉が〈宮〉となる音階を「第十二宮」と呼んでいる。 〈南呂〉である。これが「〈南呂〉に終わる(終於南呂)」の意である。五声それぞれが 宮 (仲呂) →徴 (黄鐘) →商 (林鐘) →羽 (太簇) →角 (南呂) 調調 の ح

密に考えると、「第十二宮」 が形成されることが論点となっており、 の 徴》 以下は 「変律」を用いなくてはならない。 孔穎達が 「変律」 を考慮していないことは問題にされていない。 ここは五声と十二律 の関係から

九候気

其妙。 制 或初入月其氣即應、 依古、於三重密室之内、 蒼定律、 衰氣應者其君暴。 扇自動、 漢志、 乃置協律之官、 人往 「縦臣、 牛弘對曰、 於後劉歆典領奏、 後齊神武霸府田曹參軍信都芳、 乃推五勝之法、 他扇自住、 i 驗管、 以葭莩灰抑其内端、 若斯之甚也。 以輕緹素覆律口。 灰飛半出爲和氣吹、 高祖駮之曰、 而飛灰已應。 或至中下旬間、 用李延年以爲都尉、 爲室三重、 與管灰相應、 、以木爲按、 著其始末、 以爲水徳。 弘不能對。 臣縱君暴、 按暦而候之。 毎月所候、 毎其月氣至、 戸閉塗釁必周密、 十有二具。 理 寔因戰國官失其守、 若符契焉。 氣始應者。 灰全出爲猛氣吹、 漸研 令爽等草定其法。 頗 深有巧思、 其政不平、 言皆無爽。 精 解新聲變曲、 氣至者灰去、 毎取律呂之管、隨十二辰位、置于按上、 與律冥符、 或灰飛出、 開皇九年平陳後、 班氏漢志、 能以管候氣、 布緹縵室中、 又爲輪扇二十四、 非日別而月異也。今十二月、 灰不能出爲衰氣吹。 後秦滅學、 爽因稽諸故實、 未達音律之源。 則灰飛衝素、 三五夜而盡、 其爲氣所動者其灰散、 盡歆所出也。 以木爲按、 高祖遣毛爽及蔡子元、 仰觀雲色。 其道浸微、 散出于外。 或終月、纔飛少許者。 以著于篇、 埋 至于元帝、 司馬彪志、 地中、 和氣應者其政平、 嘗與人對語、 毎律各一、 蒼補綴之、 以測二十 人及風所 而氣應有早晚、 於一歳之内、 並房所出也。 自曉音律、 名曰律譜。 而以土埋之、 于普明等、 内庫外高、 未獲詳究。 ·四氣。 即指天日、 動者其灰 猛氣應者其臣 其略 郎 高祖異之、 應用不同、 毎 官京 至于後漢、 灰飛有多少。 以候節氣 上平於地 孟春之氣 漢 以問 興 安 則 尺

不調、 其妙。後爲太常丞、典司樂職、 度稍長。 宋蒼梧時、 事由其誤。 魏代杜夔、 鑽爲橫吹、 乃依周禮、 亦制律呂、 然其長短厚薄、大體具存。 更造古尺、用之定管、 乃取玉管及宋太史尺、並以聞奏。詔付大匠、依樣制管。 以之候氣、 灰悉不飛。 聲韻始調。 臣先人栖誠、學筭祖暅、 晉光祿大夫荀勗、得古銅管、 左晉之後、 漸又訛謬。 問律於何承天。 校夔所制、 至梁武帝時、 自斯以後、律又飛灰。侯 沈研三紀、 長古四分。 猶有汲冢玉 頗達 方知

二管衍爲六十律、私候氣序、並有徵應。至太建、乃與均鐘器合。

於太樂得之。後陳宣帝詣荊州爲質、

俄遇梁元帝敗、

喜沒於周。

適欲上聞、

陳武帝立、

遂以十

景之亂、

臣兄喜、

上杉注.

『後漢書』(律暦志上)による。

a

c 「按暦」、現行『後漢書』は「案暦」に作る。 b 「為按」、現行『後漢書』は「爲案」に作る。

「自住」、現行『隋書』は「並住」に作る。『隋書』(律暦志上)によるが、一部に省略がある。

『隋書』

は中華書局の標点本

〈一九七三年〉を用いた。)

e d

f 「密室」、現行『隋書』は「密屋」に作る。

g「爲按」、現行『隋書』は「爲案」に作る。

「或終月」、現行『隋書』は「或終一月」に作る。h 「按上」、現行『隋書』は「桉上」に作る。

; 「牛弘對日」、現行『隋書』は「弘對日」に作る。

1 「駮之」、現行『隋書』は「駁之」に作る。 k 「衰氣吹」、現行『隋書』は「吹」なし。

①38

2

- m 「非日別而月異也」、現行『隋書』は「非月別而有異也」に作る。
- n 「十二月」、現行『隋書』は「十二月律」に作る。
- o 「應用不同」、現行『隋書』は「應並不同」に作る。
- p 「寔因」、現行『隋書』は「實因」に作る。
- q 「典領奏」、現行『隋書』は「典條奏」に作る。
- r 「遂以」、現行『隋書』は「遂又以」に作る。
- t 「乃與均鐘器合」、現行『隋書』にこの句なし。 s 「至太建」、現行『隋書』は「至太建時」に作る。

ながら暦法の数値に精通していなければ、気候の変動についても正確に知ることが容易でない。 ることができる。これを優先せずに黍の縦横や古銭の大きさにこだわっているようでは無駄である。 按ずるに、 律 は陽気の発動で陽声の開始であるから、必ず音響が調和して〈気〉が反応し、天地の心を知

[校注]

ではないので、その並べ方によって、 巻百七十一(景祐三年)には、李照は黍を縦に並べ、胡瑗は横に並べたことが記録されている。 べた(阮逸胡瑗尺、 律」を参照)。「律呂證辨」第十章「度量權衡」に、「阮逸胡瑗の尺は百黍を横に並べた。鄧保信の尺は百黍を縦に並 北宋期、 黍 (クロキビ) の種子の形状を基準にして律を定めることが盛んに議論された (「律呂證辨」 横累百黍、鄧保信尺、縱累百黍)」とある。また范鎭 得られる尺度の基準が異なるのである。 『東齋記事』(巻二)や 種子は必ずしも球体 『續資治通鑑長編 章

『續資治通鑑長編』巻百十九(皇祐三年)に見える丁度の奏言に、「文献に記録された古代の文物の寸法を検証する

には正規の硬貨しかない(夫古物之有分寸、明著史籍、可以酬驗者、 銭の形状を基準にして度量衡が再検討されたことも記録されている。 惟有法錢而已)」とある。この奏言をうけて古

(三〇一三、一、一八)